

私立幼稚園に通うご家庭には、国や都、市からの補助があります

補助金は、納付した保育料等を上限とし、それぞれの市が定めた時期に対象のご家庭に支払われます。

※ 国は2019年10月に幼児教育の無償化を予定しています。下記の内容は変更されます。

平成30年度補助金を月額に換算した参考値です。 (条件の詳細と正確な補助金額は各市にお問い合わせ下さい。)		第1子	小学校3年までに兄か姉がいる園児	小学校3年までに2人以上の兄か姉がいる園児	
清瀬市の場合	1	生活保護世帯	35,366	35,366	35,366
	2	市民税非課税及び市民税所得割非課税世帯	32,366	35,366	35,366
	3	市民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯	23,600	30,283	35,366
	4	市民税所得割課税額 211,200 円以下の世帯	12,183	24,516	34,766
	5	市民税所得割課税額 256,300 円以下の世帯	5,900	21,333	34,166
	6	市民税所得割課税額 256,301 円以上の世帯	3,500	16,333	29,166
東久留米市の場合	1	生活保護世帯	35,166	35,166	35,166
	2	市民税非課税及び市民税所得割非課税世帯	32,166	35,166	35,166
	3	市民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯	23,400	30,083	35,166
	4	市民税所得割課税額 211,200 円以下の世帯	11,983	24,316	34,566
	5	市民税所得割課税額 256,300 円以下の世帯	5,700	21,133	33,966
	6	市民税所得割課税額 256,301 円以上の世帯	1,700	14,533	27,366
東村山市の場合	1	生活保護世帯	35,166	35,166	35,166
	2	市民税非課税及び市民税所得割非課税世帯	32,166	35,166	35,166
	3	市民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯	23,400	30,083	35,166
	4	市民税所得割課税額 211,200 円以下の世帯	11,983	24,316	34,566
	5	市民税所得割課税額 256,300 円以下の世帯	5,700	21,133	33,966
	6	市民税所得割課税額 256,301 円以上の世帯	3,300	16,133	28,966
	入園料助成金		7,000	7,000	7,000
新座市の場合	1	生活保護世帯	25,666	25,666	25,666
	2	市民税非課税及び市民税所得割非課税世帯	22,666	25,666	25,666
	3	市民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯	15,600	20,583	25,666
	4	市民税所得割課税額 211,200 円以下の世帯	5,183	15,416	25,666
	5	市民税所得割課税額 211,201 円以上の世帯	2,500	12,833	25,666
	入園料助成金		5,000	5,000	5,000
所沢市の場合	1	生活保護世帯	28,583	28,583	28,583
	2	市民税非課税及び市民税所得割非課税世帯	25,583	28,583	28,583
	3	市民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯	18,517	23,500	28,583
	4	市民税所得割課税額 211,200 円以下の世帯	8,100	18,333	28,583
	5	市民税所得割課税額 211,201 円以上の世帯	2,917	12,833	25,666

※ 1～3に該当される世帯は小学校4年以上の兄・姉も含めて第2子・第3子と数えます。

※ ひとり親家庭については一部の補助が手厚くなっています 詳細は各市にお問い合わせください。